

秩父市出産祝金の「1」案内

秩父市にお住まいの方の出産に対して祝い金を支給します。令和4年度からは多子世帯の負担をさらに軽減するため、祝金額を拡充しました。



対象者

令和4年4月1日以降に生まれた児童およびその児童を養育する父母等のうち、次の①～③を満たす者

①出生の日から申請日まで秩父市の住民基本台帳に引き続き記載されている子どもを養育している者

②申請日において引き続き1年以上市内に居住する父母等

③市税等の滞納がない者（配偶者を含む）

※秩父市に任んで1年に満たない場合は、1年を経過後に申請できます。

※令和3年度中の出生児については、旧制度が適用となります。

支給額

秩父市出産祝金では、「母が秩父市の住民となった日以降に出生し、養育している児童」で多子カウントを行います。実際に養育している児童数とは異なる場合があります。

第1子12万円、第2子30万円（基準日ごとに計3回の支給）、第3子以降50万円（基準日ごとに計5回の支給）

支給対象 子どもの区分	基準日	祝い金の額
第1子	出生の日	12万円
第2子	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
第3子以降	2歳の誕生日	10万円
	出生の日	10万円
	1歳の誕生日	10万円
	2歳の誕生日	10万円
	3歳の誕生日	10万円
	4歳の誕生日	10万円

※令和3年度中の出生児については、旧制度が適用となるため、一律12万円の支給となります。

申請手続き

出生届の提出後にこども課でのご案内します。口座番号が分かるものをお持ちください。

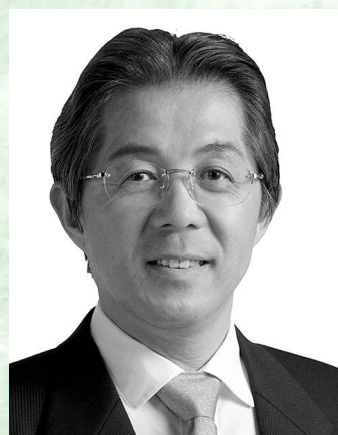
第2子以降に該当している場合で2回目以降の支給については、対象児童の誕生日の翌月に申請書を送付します。基準日から起算して1年以内に申請してください。

申請受付場所

秩父市役所本庁舎1階、こども課窓口または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

☎こども課 2515206

市長コラム



市長就任1年に当たって

秩父市長 北堀 篤

新緑の芽吹く季節、思えばちょうど昨年の5月6日に初登庁して、早いもので一年になりました。

市長就任後の一年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症をはじめとする喫緊の課題に全力で取り組みながら、市政の現状や諸課題を把握するため、つぶさに現場を見て歩き、そして、職員との意見交換を重ねてまいりました。

その間、市長報酬の90%カットや出産費用に対する支援、学校給食費の補助率引き上げなどを実現するとともに、ランドセルの配布事業や旧秩父東高校の利活用の検討などを進めてまいりました。

私がマニフェストに掲げた事業には、まだ解決しなければなら

い課題もあり、簡単には実現できないものもありますが、今後も引き続き、一つ一つ実現できるように努力してまいります。

さて、秩父市では、平成28年3月に市の将来像を「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」とし、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「第2次秩父市総合振興計画」を策定しております。また、この基本構想を実現するため、単年度ごとの実施計画として「秩父市経営方針」を毎年度策定しています。

私は、この経営方針の中で、令和4年度の基本理念を「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまちを目指して」とし、その中で、子育て支援策を最優先施策に位置付け、重点的に投資する方針といたしました。

業務の遂行にあたっては、私ももとより、職員一人一人が、市民目線で、市民のために何ができるか、何をすべきか考え、公正透明で、開かれた市政を実現します。

また、定めた目標値にはスピード感を持って取り組み、未来に責任の持てる仕組みを構築してまいります。

これらの心構えを常に忘れずに、秩父市のため、秩父市民のために職員一丸となって一層の努力をしてまいります。